（特許登録令施行規則の一部改正）

第五条　特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

様式第八を次のように改める。

様式第八（第10条関係）

収　入 印　紙

一般承継による移転登録申請書

（令和　　年　　月　　日）

（　　円）

特許庁長官　　殿

1　特許番号
2　権利の表示
3　被承継人の表示
　住所（居所）
　氏名（名称）
4　登録の目的
5　申請人（承継人）
　住所（居所）
　氏名（名称）
　（国籍・地域）
6　代理人
　住所（居所）
　氏名（名称）
7　添付書面の目録
　(1)　承継人であることを証明する書面　　１通
　(2)　（　　通）

〔備考〕

1　表題は、「相続による特許権移転登録申請書」のように、なるべく権利の移転の形態を併せて記載する。

2　「被承継人の表示」の欄には、登録申請に係る権利について特許原簿に表示されている者の住所（居所）及び氏名（名称）を記載する。

3　「承継人であることを証明する書面」は、相続によるときは「戸籍の謄本」及び「住民票の謄本」等、法人の合併によるときは「登記事項証明書」等、法人の分割によるときは「会社分割承継証明書」等とする。「会社分割承継証明書」等には、被承継人が記名し、印（本人確認できるものであること。）を押さなければならない。

4　「申請人（承継人）」又は「代理人」の欄の住所の次に申請人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

5　相続その他の一般承継による申請をする場合の「承継人であることを証明する書面」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、登記事項証明書の添付することを要しないこととする場合において、申請人（承継人）の欄に記載した法人以外に係る「登記事項証明書」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第５条の表第３号下欄に掲げる措置を行うときは、「７　添付書面の目録」の欄の次に「８　その他」の欄を設けて、例えば、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地を提供するときは「〇〇株式会社、〇〇県・・・・・」、商業登記法（昭和38年法律第125号）第７条に規定する会社法人等番号を提供するときは「商業登記法に規定する会社法人等番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」のように記載する。

6　法人の分割による権利の承継の申請をする場合において、被承継人と承継人との間に複数の分割の事実があるときは、「７　添付書面の目録」の欄の次に「８　その他」の欄を設けて、「令和〇〇年〇〇月〇〇日の会社分割による承継」のように記載する。

7　その他は、様式第七の備考１から４まで、６から９まで、11から14まで及び17から20までと同様とする。この場合において、備考12中「申請人（登録権利者）」とあるのは、「申請人（承継人）」と読み替えるものとする。

（商標登録令施行規則の一部改正）

第六条　商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第六を次のように改める。

様式第六（第４条関係）

特許 印紙

商標権分割登録申請書

（令和　　年　　月　　日）

（　　円）

特許庁長官　　殿

1　商標登録番号
2　分割に係る指定商品又は指定役務並びに商品又は役務の区分
　第　　類
　指定商品（指定役務）
3　登録の目的
4　申請人（商標権者）
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
　（国籍・地域）
5　代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
6　添付書面の目録
　(1)　商標権分割証書　　１通
　(2)　（　　）

〔備考〕

1　用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横21㎝、縦29.7㎝）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2　余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々２㎝をとる。

3　文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書く。

4　特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第76条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成８年通商産業省令第64号）第５条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成２年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）第41条の９に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「４　申請人（商標権者）」の欄の次に「５　納付番号」（代理人によるときは、「５　代理人」の欄の次に「６　納付番号」）の欄を設け、納付番号を記載する。商標法第76条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「申請人（商標権者）」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「５　代理人」の欄の次に「６　指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。

5　「指定商品又は指定役務」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。また、２以上の商品（役務）を指定する場合には、それぞれの指定商品（指定役務）の区切りにコンマ（，）を付さなければならない。

6　「分割に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」の欄に記載すべき商品及び役務の区分が２以上である場合は、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

　第　　類